



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2018.3月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9128 FAX: 03-6265-1132
ホームページ/https://legalplus.jp/

中小企業経営と日頃からの予防法務

多くの中小企業は、厳しい競争環境を勝ち抜くために、限られた人・物・サービス・資金をどう活用すればよいかを日々模索しています。経営戦略を考え、目標を見据えて社員と共に進むことは、夢を会社に託し挑戦できることに他ならず、まさに経営の醍醐味です。

他方で、中小企業の社長・幹部の皆様は、経営課題への対処で頭の中がいっぱいかと思います。悩みの大半は、売り上げの確保や増加、コストの適正化、資金繰り、経営の戦略立案、組織マネジメント、社員の採用育成でしょう。私自身、弁護士であると同時に、40人規模の法律事務所グループの経営者でもあります。クライアントの皆様へ提供する法律サービスや担当している交渉・訴訟の方針を考えると同時に、法律事務所の経営課題の悩みをいつも抱えています。例えば、弁護士やスタッフの人材育成、法律事務所としてのサービスの拡充、資金活用などです。

中小企業にとって、日々の業務の中では、法務の優先順位は決して高くはありません。法務を常に考えている社長・幹部の方は少数でしょう。ましてや中小企業で常勤の法務担当者を抱えることは、人件費や採用教育の負担から現実的ではありません。多くの中小企業では、総務・経理・労務の担当者が法務を兼ねていたり、法務担当者自体がないことも多々あります。また、税理士、社会保険労務士、司法書士、コンサルタントなど弁護士以外の専門家のアド

バイスで法務対応を済ませてしまう方も多いと思います。

社外や社内関係者とのトラブルが大きくなり、裁判になるような大きな問題が起きた時に限って弁護士に任せたい、というお考えの社長や幹部の方も多いでしょう。しかしながら、時代の移り変わりに伴い、**法務対応を怠ることによるリスク**はますます高まっています。特に、**【雇用問題・労務トラブル】** **【事故対応】** **【事業承継・相続対策】** **【総会・取締役会運営】** **【個人情報・情報管理】** **【コンプライアンス体制構築】** **【セクハラ等の社内管理】** **【各種社内規定の策定】** **【契約書のリーガルチェック】** **【債権保全や債権回収】** **【クレーム対策】**などは、法規制をふまえた適正な対応が不可欠です。ひとたび問題が起きてしまえば、企業経営に大きな影響を与えます。また、社長や幹部の方が緊急の対処を迫られ、貴重な経営資源の損失となります。

法務トラブルが起らないことに越したことはありませんが、**トラブルの事前予防やコンプライアンス**にはビジネスや会社の実情に精通した弁護士が不可欠です。また、万一、法務トラブルが起こってしまった場合は、弁護士のスピーディーなアドバイスを活用し、時には対応を弁護士に任せ、社長や幹部の方の貴重な労力や時間を割きすぎないことが重要です。

リーガルプラスでは、社長や幹部の皆様が法務対応に悩まされることなく、本業に

集中できるように、様々なアドバイスやサポート体制を整え、中小企業の皆様へ分かりやすい法律サービスの提案や費用の明確化を進めています。経営者様のよき片腕として、「なんでもいつでも」相談できる相手として、お近くのリーガルプラスをぜひご活用ください。



【代表弁護士】
谷 靖介(たに やすゆき)

プロフィール

東京弁護士会所属。明治大学法学部法律学科卒業後、2002年(旧)司法試験合格。司法研修所57期。日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、当時、実働弁護士ゼロワン地域(裁判所支部内の実働弁護士が0~1名地域)であった茨城県鹿嶋市に2005年赴任。開設翌年には年間500名以上の法律相談を担当する。2008年に公設事務所の任期を終え、弁護士法人を設立し、千葉県内・東京に複数の法律事務所を開設。中小企業法務を中心に弁護士として活動を行っている。セミナー講師担当やNHKなどメディア出演も多数あり。趣味は読書、旅行。

顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる、人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【業種一例】

介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

整骨院・接骨院さま向け無料セミナー

弁護士が
教える

「交通事故患者さまの満足度アップ! 賠償・示談セミナー」

【主な内容】 慰謝料計算の基本や自賠責請求の方法、リスク事案の分析など、交通事故の患者さまの満足度を高めるご案内情報を提供します。

船橋開催

【日時】4月11日(水) 13:30~15:00
【場所】クロス・ウェブ船橋
【定員】先着10名
【講師】リーガルプラス所属弁護士:宮沢・神津

千葉開催

【日時】4月12日(木) 13:30~15:00
【場所】リーガルプラス 千葉法律事務所
【定員】先着10名
【講師】リーガルプラス所属弁護士:谷口・今井

ご参加のお申込み
お問い合わせ先

TEL: 03-4455-9128 FAX: 03-6265-1132

受付時間: 平日9:30~18:00 / 担当: 若本(いわもと)

ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

参加無料

【参加特典】

- ・オリジナルレジュメ
- ・弁護士事務所連携ポスター(院内掲示用)
- ・交通事故解決ガイドブック
- ・受講修了証 など

企業賠償・リスク事案について

今回は、企業に起こりがちな賠償問題（労災・車の使用）について、Q&A形式でお伝えいたします。以下の例は、ありがちなことですが、一度発生すると、企業活動の継続に重大な悪影響を与える可能性があります。十分ご注意ください。

Q

従業員が自分のミスでケガをしてしまいました（労災事故）。従業員のミスが原因なのに、会社は従業員に賠償しなければならないのでしょうか。

結論として、賠償しなければならないケースは多くあります。直接的な原因が従業員自身の些細なミスであり、会社側が賠償金を支払うことに納得できないこともあるでしょう。しかし、施設内の危険箇所を把握していたにもかかわらず、従業員に十分周知していなかった、作業手順をなんとなく決めてただけで徹底していなかった、といったことはないでしょうか。このような事情がある場合、会社は従業員に対し、賠償しなければなりません。

会社がなすべき義務を果たしていたのであれば、仮に訴訟を提起されても減額することは可能ですが、訴訟を起こされること自体が、会社にとってマイナスです（時間・労力・費用）。

従業員にケガをしてほしい経営者様はお一人もいらっしゃらないでしょう。日頃からの注意対応を怠らないようご注意ください。

Q

従業員が車を持っていないというので、会社の車を貸しています。私用でも使っており、任意保険は自分で契約するようにと言っていたのですが、友人とのドライブ中に事故を起こし、任意保険に加入していなかったことが分かりました。私用であっても、会社は被害者に賠償しなければならないのでしょうか。

この場合、会社は「運行供用者」にあたり、賠償しなければならないでしょう。事故を起こしてしまった場合、重大事故であれば、数千万円の賠償義務が発生することも多々あります。

自動車保険料も安くはありませんが、万が一に備え、会社で契約することが必須です。保険料の負担をしてほしいのであれば、従業員と個別に話をし、給料から支払ってもらえばよいでしょう。

Q

先ほどの事案とは異なり、従業員が勝手に会社の車を持ち出してドライブ中に事故を起こしてしまった場合には、会社は賠償しなくてもよいでしょうか。

この場合でも、会社が賠償しなければならない可能性がります。鍵の管理の状態などにもよりますが、従業員が車を勝手に持ち出した場合であっても、会社が「運行供用者」に該当することがあります。その場合には、車を勝手に持ち出されたという事実があったとしても、会社が損害を賠償しなければなりません。

また、先ほどの事例とも共通しますが、従業員が事故を起こしてしまった場合、かなりの確率で会社は使用者責任を問われます。その場合、実際に管理をしていた方（中小企業であれば、通常は会社の代表者）も代理監督者として、損害を賠償しなければなりません。

車というのは、それほど危険なものをご理解ください。会社の車なのであれば、きちんと会社で任意保険を契約しておきましょう。



【成田法律事務所】
所属弁護士
宮崎 寛之（みやざき ひろゆき）

プロフィール

2006年中央大学法学部法理学科卒業、2008年中央大学法科大学院修了後、弁護士登録（千葉県弁護士会）。日弁連裁判官制度改革・地域司法計画推進本部委員。平成29年度千葉県弁護士会常議員。主に、交通事故、労災事故、相続、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行うと共に、千葉県経営者協会労務法制委員会等の講演の講師も務める。趣味は音楽鑑賞、ゴルフ。

事務所紹介《市川法律事務所》

JR／都営地下鉄 本八幡駅北口から徒歩1分の場所にあるリーガルプラス市川法律事務所は、現在、所属弁護士2名にて地域の皆さまからのご相談をお受けしています。執務室内は、弁護士と事務スタッフとの配席も近く、また、所属弁護士の宮沢と三波の柔らかな雰囲気事が事務所カラーにもなっている、リーガルプラス（いち）のアットホームな事務所です。



（左）宮沢 純一 （右）三波 玲奈



編集後記

いよいよ桜の季節へ。この時期は冬の厳しい寒さを乗り越え、地上へ出てくる植物の生命力が感じられる時でもありますね。



※写真はイメージです。

桜といえば、リーガルプラスの本部がある東京法律事務所が面している通りの名は「日本橋さくら通り」。東京駅から茅場町方面に伸びる約1kmの細い通りには、約169本植えられている桜がトンネルを作り出しており、これからの季節は桜の名所の一つです。日没後にはライトアップもされ、夜桜を眺めながらの散歩にもお勧めのスポット。ぜひお近くへお越しの際には、桜見物も一緒に楽しみください。

それでは、春の植物のパワーを体に取り込んで、日々健やかに、よき新年度をお迎えください。

法律トラブルや経営上の悩み。お気軽にご相談を。



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

[東京弁護士会所属]

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30~18:00）

【東京法律事務所】
TEL:03-4455-9129

【市川法律事務所】
TEL:047-712-5100

【津田沼法律事務所】
TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】
TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】
TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】
TEL:0299-85-3350